

令和4年 第7回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和4年7月11日（月）		
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室		
開議	午前11時00分～午前11時34分		
応招委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> 1番 小椋 清美 2番 石原 睦祐 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 6番 河中 司 </td> <td style="width: 50%; padding-left: 10px;"> 7番 田淵 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔 </td> </tr> </table>	1番 小椋 清美 2番 石原 睦祐 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 6番 河中 司	7番 田淵 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔
1番 小椋 清美 2番 石原 睦祐 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 6番 河中 司	7番 田淵 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔		
不応招委員	5番 正影 博一		
出席委員数	10名		
欠席委員数	1名		
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 小椋 正己（産業観光課 課長） 課長補佐 角田 貴之（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）		

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第7号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第28号 非農地証明願について
日程第6	議案第29号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地取得下限面積の個別指定について
日程第7	議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8	議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第10	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	11番 竹下 桂輔 1番 小椋 清美

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、11名のうち10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、11番 竹下 桂輔 委員、1番 小椋 清美 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の41番から44番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>令和4年第7回7月農業委員会議案2ページをご覧ください。</p> <p>報告、第7号、農地法18条第6項の規定による解約について、でございます。</p> <p>番号41 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号42 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号43 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号44 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、合意解約によるものです。</p> <p>以上、4件です。</p>
会長 川口	<p>これをもって、報告を終わります。</p> <p>日程第4 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の40番から44番までの案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案3ページをご覧ください。</p> <p>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、ござい</p>

ます。

番号40 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●、通作距離は、●●、大型農機具として、●●、●●によるものです。

番号41 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●、通作距離は、●●、大型農機具として、●●、●●によるものです。

番号42 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●、通作距離は、●●、大型農機具として、●●、●●によるものです。

4ページをご覧ください。

番号43 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●、通作距離は、●●、大型農機具として、●●、●●によるものです。

番号44 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●、通作距離は、●●、大型農機具として、●●、●●によるものです。

以上、5件です。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。本件について追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑無しと認めます。

お諮りします、本件を承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

異議なしと認めます。

よって議案27号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。

日程第5 議案第28号、非農地証明願について、この議案の15番の案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 小椋

議案5ページをご覧ください。

議案第28 非農地証明願について、でございます。

番号15 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は●●、現況

内容は●●、申請理由は、●●。

以上、1件でございます。

去る8月1日、非農地証明事務要領による現地確認のため役員の方にお集まりいただきました。今回の議案につきましては事務局の用意した航空写真、現地現況写真をご覧いただき、明らかに要領による案件を満たすものとの判断を頂き、非農地として報告させていただきます。以上です。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件について追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

ご異議なしと認めます。よって議案第28号 非農地証明願については承認することに決定しました。

日程第6 議案第29号、農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について、この議案の1番の議案を案件とします、事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 小椋

議案6ページをご覧ください。

議案第29号 農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について、でございます。

番号1 申請者及び空き家、土地の所有者は、●●、土地の所在地は●●、以上、1件でございます。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件について追加説明を許します、追加説明なしと認めます。

おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

異議無しと認めます。よって、議案第29号、農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について、承認することに決定しました。

日程第7 議案第30号、農地法第4条の規定による許可申請について、この議案の2番の案件を議題とします。事務局から提案理由の説明を求

<p>事務局長 小椋</p>	<p>めます。事務局長。</p> <p>議案7ページをご覧ください。議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。番号2 申請人、●●、土地の所在は、●●、転用計画の用途及び事由は、●●、期間は、●●、施設の概要は、●●、資金計画は、●●、第一種農地、例外許可規定、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管する施設に分類、農振地の用途変更、令和4年5月12日、●●水利組合の承諾、●●土地改良区の承諾を得られています。</p> <p>以上、1件です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。本件は農地区会委員により、現地確認をしておりますので、ご報告をお願いします。農地区会長、8番北山委員。</p>
<p>北山 委員</p>	<p>農地区会でこの件について確認にまいりました。問題はないということで、承認することに決定しております。以上でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>この件について、顛末書が●●から出ているんですけど、これを皆さんに事務局より説明をお願いします。</p>
<p>主任 山崎</p>	<p>それでは読み上げます。</p> <p>顛末書、●●、このたび農地法第4条第1項の規定による申請について、下記の理由により、農地法の許可が必要であったにもかかわらず、許可を得ることなく転用しております。今後、このような事が無いよう十分気を付けますので、寛大な処置をお願いいたします。</p> <p>理由、農業用施設に伴う届け出を既存の農業用倉庫建築時に行い、その後土地を一体利用し、違反転用してしまい、届け出の範疇を超えてしまっていた。</p> <p>今回、農業用倉庫増設に伴い、正規の手続きの転用申請を行い、違反転用を是正したい、以上でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これで、顛末書の提出が3回目じゃけん。</p>
<p>近藤 委員</p>	<p>いつ頃出しとったん。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>17年前。</p>

近藤 委員	17年いうたら、本人が農業委員会かなんかしとったんじゃないんか。
会長 川口	17年前言うたら、してなかる。 一番最初に出とる時は、一回しとるらしい。
近藤 委員	顛末書は3回目
会長 川口	これで3回目 じゃけど、顛末書を書きさえすれば何でも許すというのはおかしい。 一か所、まだ何もしてないところがある、前から手を付けて、ユンボで、一番下のところユンボでかぐって、そこ申請を出して、その許可が出んまにしようけん、ひとつかけられたところをそのままにして、ほんで一番下があろう、あっこはそれからずっと手を入れずに、そのままになりよう。 この件について一緒に、状況を踏まえたうえで、検討をお願いしたいんですけど
北山 委員	農地区会で、見てあれして、一応許可したという事でございますけど、それに対して意見が出ておりますので、再度確認していくことにしますかね。以前、倉庫を建ててからその後に、埋めてしもうて、駐車場に使ようになった
近藤 委員	この●●㎡のうちの●●㎡転用という事で、既存の倉庫はまだあるわけ
会長 川口	既存のはあります
近藤 委員	既存のがあって、それに伴ってそれに転用しとったと、無許可で、それでここでまた新たに、その倉庫を建てると
北山 委員	それに伴ってっていう
近藤 委員	ここできちっとしますとようるわけか。
北山 委員	そうです。
会長 川口	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
難波 委員	3回目もあって、ええん

会長	川口	その辺のことが、顛末書を一回書いたら次からは是正するというのが顛末書じゃと思うんじゃ。
難波	委員	一回やっとなら明らかに意図的でしょ
会長	川口	出しさえすればええ思うとるからそういうことしよんじゃと思うんじゃ。じゃけ、その顛末書の効力いうもんがどういうもんなんか、その場を逃れるために顛末書を付けて出せという話なんか、顛末書はこういう項目がありますよというもんがはっきりしてないけん、こういうことになるんじゃと思うんじゃけど この件は、またのちに検討せにゃいけんと思うし
難波	委員	何か指導があつて出てきたという事、それとも個人の方から
会長	川口	農業委員会から指導したん
主任	山崎	既存の建物をされたときにまず届け出、200㎡以下の農業施設という事で届け出を平成17年に頂いておまして、それからのちに先ほど申しましたように一体利用して埋めてしまったということでした、今回建物を建てるというご相談がありましたので、こちらについては農振地でありましたので、まず農振用途変更を、令和4年5月12日して、その後そこにも農業施設を建てるというような計画が出てたと思うんですが、農振地の用途変更の時に、こういう手続きでしてくださいというようなお伝えをしているはずだと思います。
会長	川口	農振地でも農業倉庫は建てれるんだろ
主任	山崎	はい、ただ用途変更が必要になります
会長	川口	何の用途変更が必要なん
主任	山崎	農業の施設にするという
会長	川口	その用途変更、農業施設じゃなしに、用途を変えて利用を別の利用になるけん、4条のにせにゃいけんということ
主任	山崎	まず、農振で耕作地から施設に変わりますので、面積的に200㎡まで

	は届け出で済むんですが、それを今、●●㎡に敷地が広がっておりますので、それが前回届け出をした時から、大きく増えているという部分と今回されるところが
会長 川口	200㎡が●●㎡のものを作るとという事か、前回施設は200㎡以内のものを建つとるんじゃろ 埋め立てを、関係ないのにしとるということ、それを17年投げとったという事じゃろ
主任 山崎	はい
会長 川口	はよ言や、完全な農業施設じゃなしに建物の工場のようなものにしてしもうとったということ、その時点で、
北山 委員	その顛末書いうのはいつ出たん
主任 山崎	今回です。
北山 委員	今回のあれに伴って付けて出したと それは事務局の方から顛末書が必要なのということを言うてしたんか
主任 山崎	こちらが指導しました
委員	17年前に農業施設ということで擁壁じゃなんじゃいうのはしてもええということにはなかってなかったということじゃろ、埋め立てや工場を建てる、倉庫を建てる、農業施設もそういうもんをしちゃいけんわけ
事務局長 小椋	基本は倉庫だけ
主任 山崎	はい、倉庫だけ
会長 川口	あれは倉庫を取ったら農地に戻すという条件で建つてもええというのが農業施設
会長 川口	そのことでどうするか質疑してそれに答弁をするんじゃろうけど
近藤 委員	さっき言われようた顛末書というもんが、その3回目で、これについてもそうなんじゃろうし、そうやって簡単にいつもいつも、通してええか

会長 川口

どうでしょうか、皆さん、その意見について
他にありませんか

柳井 会長代理

結局、農業施設いうよりは、いかに転用するよう見える。はっきり言
ったあそこまでするなら。農業施設だったらそういうものをちょこっと上
だけでは出来んわな、徹底して上だけしても、転用にしか見えんでな。

会長 川口

それじゃどうしますか、これは
承認しないという事でしょうか、承認するという事、どっちで決を採
った方がいいでしょうか
承認すると言われる方、挙手をお願いしたいんですけど
承認しないという方

委員

承認しない

会長 川口

本件、承認しないということに決定しました
よって議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請についての件
は、承認しないということに決定しました。
日程第8 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請につい
て、この議案の13番と15番の案件を議題とします。事務局から提案理
由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 小椋

議案9ページをご覧ください。議案第31号 農地法第5条の規定によ
る許可申請について、でございます。

番号13 譲受人、●●、譲渡人、●●、土地の所在は、●●、転用計
画の用途及び事由は、●●、期間は、●●、施設の概要は、●●、資金は、
●●、第二種農地、●●の承諾を得られております。

次ページをお開きください。

番号15 譲受人、●●、譲渡人、●●、土地の所在は、●●、転用計
画の用途及び事由は、●●、期間は、●●、施設の概要は、●●、資金計
画は、●●、第二種農地、●●水利組合の承諾を得られております。

以上、2件でございます。

これをもって提案理由の説明を終わります。本件は農地区会委員より現
地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。農地区会長 8
番 北山委員。

北山 委員	<p>13番と15番についてでございますが、農地区会で確認してまいりました。別に問題ないという事で、承諾をしております。ご報告いたします。以上です。</p>
会長 川口	<p>本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
近藤 委員	<p>15番の●●は前にも</p>
会長 川口	<p>そうそう、違うとこ</p>
近藤 委員	<p>その隣、はい、わかりました。</p>
会長 川口	<p>質疑無しと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます。よって議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第9 議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案14ページをご覧ください。 議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 利用権の設定でございます。 新規●●件、●●㎡、更新●●件、●●㎡、計●●件、●●㎡、以上でございます。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 質疑無しと認めます。 お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>

委員	「はい。」
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第10 その他について、協議事項はありませんか。</p>
石原 委員	<p>先ほど30番、許可しないということなんですけど、現状の埋め立てする状態は元に戻すという指導をすること</p>
会長 川口	<p>それはまた後で検討を、まだ出来んという事になったらまた検討せにやいけんのんで、また役員会なり、農業委員会、農地区会で検討してもらいたいと、よろしいですか</p> <p>以上を持ちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。</p> <p>会議を閉会します。</p> <p>それにご異議ございませんか。</p>
委員	「はい。」
会長 川口	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。</p> <p>これにて、令和4年第7回鏡野町農業委員会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。(散会)</p>